

橋本進吉による「変体漢文」の定義と古事記の位置付け

田中 草大

本稿の目的は次の二つである。(一)橋本進吉が「変体(の)漢文」という術語をどのような意味で用いていたかを、彼の「漢文」の定義に基づいて理解すること。(二)前項の理解に基づいて、橋本が何故(現在変体漢文の一つの典型とされる)古事記を、「変体漢文」に所属させなかつたかを検討すること。

一 橋本進吉の「漢文」と「変体漢文」

「変体漢文」という術語は橋本進吉の創唱とされる(注1)。橋本は『国語学概論 下巻』において、「変体の漢文及び書簡文」という項を設けて次のように説明している。

先ず「奈良朝以前から漢文が正式の文語として用ゐられ、官符の公用文は勿論、私人の手紙や記録のやうな実用的の文も漢文で書くのが正式であつた。(略)しかし、正しい漢

文を書くのは容易でなく、学殖の無いものは、動もすれば文字の用法を誤り、順序を違へ、漢文としては不要な文字を加へなどして、変則な書き方をした」(一五五頁(注2))として、正倉院文書の例を始めに挙げる。そうして「この種の文は既に奈良朝にもあり、以後も絶えなかつたであらうが、平安朝も初期を過ぎて、漢文学が漸く衰へると共に、正式の漢文に用ゐない俗語や句法を用ゐる事が益多くなつて行き、形は漢文であるが(時には仮名を交へたものもある)、日本人の間にしか通ぜぬ変体の漢文となつたのである。平安中期以後の男子の日記類や東鑑など皆この体の文である」(一五六頁、傍線引用者)と述べている。「変体(の)漢文」の実例としては、天平宝字二年七月十四日小治田人君不参状(正倉院文書)、平安中期以後の男性日記、吾妻鏡、明衡往来、庭訓往来が挙げられている。

この「変体漢文」は、当該文体を指す術語が夥しく存する中で、現在最も一般的なものとなつている。この文体に

異称が多い事情としては、一つには、この語が指す「日本的な漢文」ということの指し得る範囲があまりに広いということがある。若干でも和習を含む正格的漢文から、若干でも漢文的要素を含む仮名交り文まで指示し得るため、その中の特にどの部分に焦点を当てたいかという論者それぞれの問題意識に伴ってそれに相応しい術語が唱えられ選ばれるわけである。例えば同一論考内で、上代の資料については「和化漢文」、中古以降の資料については「変体漢文」と術語を使い分けることがある(注3)のも、これと揆を一にするものと言えよう。

また、想定されているモノは同じでも、そのモノが持つどの側面を重視するか(どの側面をそのモノにとつて本質的であると見做すか)によっても、命名の在り方は大きく変わってくるであろう。その結果として、例えば「漢文の形態を取る」ということを重視した命名(変体漢文、和化漢文、擬似漢文など)と、「その内実は日本語文である」ということを重視した命名(漢式和文、略体和文、漢化和文など)の両方が現れることになる。

しかし異称の多さはそれだけに起因するものではない。例えば古事記の文章一つ取つても「変体漢文」「和化漢文」を始めとする幾つもの呼称が併存しているのが現状だからである。変体漢文の異称には、言わばその場限りのと覺しき造語が少なくないことも一つの特徴であるが(例えば『広

辞苑』第五版(岩波書店、一九九八年)の「庭訓往来」の項には当該資料を「擬漢文」だと説明するが、この語は同辞典には立項されていない(注4)、一方で積極的提唱も少くない。例えば次のようなものがある。

・亀井孝「(引用者注、古事記は)漢字をもつて綴られてはいても、文章としては、いささかも純粹に漢文ではない。いまだ仮名の生まれぬ段階の日本語文として、以下、このような文は「漢字文」とよぶことにする。」「(日本語・歴史)『言語学大辞典(二)世界言語篇(中)』、三省堂、一九八九年。一五九四頁右段)

・小松英雄「この銘文(引用者注、法隆寺金堂薬師仏光背銘を指す)のような書記様式は、日本語的に変形された漢文(中国古典文)であるという認定のもとに(変体漢文)とよばれ、また、日本語化された漢文という意味で(和化漢文)などともよばれてきた。(略)くずれた漢文という把握に基づく変体漢文という名称は適切でない(略)使用される文字体系の相違が書記様式の目的の相違に対応しているところの、仮名文/片仮名文に合わせ、漢字文とよぶほうが簡単であり、わかりやすくもある。」(小松(一九九八)一二二～一二五頁)。

・沖森卓也「変体漢文とは、漢文法から逸脱し、日本語の要素が混じった「漢文」であるという捉え方に基づく名

称であろう。しかし、逆にこれを和文体の側から見れば、原則として漢文法に従うため、字順が日本語の語順に合致しなかったり、本来の日本語にはあるべき表現を省略せざるを得なかったりした、普通の和文とは違う体裁の「和文」ということになる。そのような特徴において、この漢字文をしばらく「変格和文」（または「略体和文」と呼ぶことにする。）（沖森（二〇〇〇）七十四〜七十五頁）

・山口佳紀「変体漢文」あるいは「和化漢文」という従来の呼称は、どうしても「漢文」の崩れたものという印象を引き起こしやすく、適当な名称とは言えないようである（略）その本質は漢文式に表現された和文であるから、むしろ「漢式和文」とでも呼ぶのが適切であると思われる。（山口（二〇〇五）四二三頁）

・神野志隆光「それ（引用者注、漢字を指す）を通じて読み書きするということは、当たり前のことですが、外国語（漢文）として読み書きするほかないのです。」「訓読が定着することによって、漢文でなく書くことがなされていったと認められます。漢文でなく書く、と言いましたが、これをどう呼べばよいかが問題です。従来、変体漢文・和文といった用語もおこなわれてきましたが、わたしは非漢文と呼びたいと思います。漢文でないということが本質的な問題だからです。」（神野志（二〇〇七）

三十四頁・三十八頁）

・毛利正守「変体漢文とは橋本進吉によって命名されたものであるが、一体どういう経緯のもとに名付けられたものであったかを想うとき、それは、漢文に属するものであるが正格の漢文を書くのが容易でなく誤ったもの、即ち漢文の変則的な書き方、変体としての書き方であるものが「変体漢文」であるということであった」「書記が漢字ばかりの上代にあつて、日本語文を目指して記された文章を筆者は変体漢文ではなく、また、和文体とも距離をおいて、「倭文体^{やまとし}」として把握するのである。」（毛利（二〇一四）五頁・十三頁）

右には、「漢文」という語句を含まない（または「漢文」であることを積極的に打ち消す）術語を提唱する論考を挙げた。一つ目の亀井孝の論以外は皆「変体漢文」という最も普及した術語が不適と考えられる旨、明言している（最後の毛利正守の論では、「変体漢文」という術語自体は認めつつも、それを「漢文式に日本語を表記した」文体を表すのに用いることを否定している）。右の諸論からは、所謂変体漢文は日本語文であつて「漢文」ではない、よつて術語に「漢文」を含むことは適切でないという主張が見て取れる。

本稿では指摘したいのは、こうした主張の前提にあるの

は「漢文」＝「(古典) 中国語文」という認識である、ということである。これは至極当然のことと思われるが、実は「漢文」をそのような意味で捉えない立場もある。しかも他ならぬ「変体漢文」という術語の創唱者である橋本進吉がこの立場であるので、この点に注意すべきと考えられるのである。

それでは、橋本は「漢文」をどのように捉えていたのであろうか。「変体(の)漢文」の初出である橋本の『国語学概論』を見ると、橋本は「漢文」を「日本語」の表記法の一つとして捉えていることが判る。現代の文語について述べた箇所、橋本は次のように主張している。

：「学而時習之不亦説乎」の文は、誰でも大抵「マナンドトキニコレヲナラフ、マタヨロコバシカラズヤ」と読む。この読み方は、「学んで時に之を習ふ、亦説しからずや」と書いた文の読み方と同じことである。さすれば、右の漢文は「マナンドトキニ：：」の日本語を文字に書きあらはす方法の一つであるとも見られる。右のやうな次第であるから、我々は漢文を支那の文、即ち外国語の文とは見ずして、日本の文語の一種として取扱ふのが至当であると考へる。(一四八頁)

つまり、橋本はこの『国語学概論』において「中国語と

しての漢文」は念頭に置いていないということになる。このことを前提にすると、橋本の「変体漢文」の定義も自ずと見えてくる。確かに橋本は「正しい漢文を書くのは容易でなく、学殖の無いものは(略)変則な書き方をした」ものが「変体漢文」であると述べている。しかし、ここで言う「正しい漢文」とは「中国語文」ではなく「漢文の方式に正しく則って書かれた日本語文」なのであるから、これを踏まえれば橋本の言う「変体漢文」とは則ち、「漢文の方式に正しく則らずに書かれた日本語文」であるということに自ずとなる。また、このように捉えて初めて、橋本が変体漢文には「時には仮名を交へたものもある」とまで指摘し、吾妻鏡や明衡往来のような(中国語文を目標して書かれたとは到底考えられない)資料を代表例として挙げている理由も理解できるのである。

二 橋本の「変体漢文」と古事記

前節において、「変体漢文」も橋本にとつては「日本語(の文語)」の下位分類であつたと述べた。ところで、橋本は前述の『国語学概論』の中で、現在では変体漢文の「典型」と見做されている古事記や金石文について、これを「変体漢文」ではなく「和文」に所属させている。橋本が一方で奈良時代の文書や平安古記録、吾妻鏡などを「変体漢文」に

属せしめ、他方で古事記や金石文を「和文」に属せしめた、その区別は何に基づくのであろうか。

橋本は『概論』において、文語の種類を「漢文の系統を承けたもの」と「純粹の日本語の系統を承けたもの」との二類に分けている。

・：漢文の系統を承けたものは、漢文、変体漢文、男子書簡文、仮名交り文及び和漢混淆文

・：純粹の日本語の系統を承けたものは、祝詞宣命の文、和歌及び和文、並に女子書簡文（二六三頁）

「変体漢文」を前者（漢文の系統を承けたもの）に、「和文」を後者（純粹の日本語の系統を承けたもの）に含めている。そして前者の他例としては、漢文、男子書簡文（候文）、仮名交り文（今昔物語集等）、和漢混淆文（平家物語等）を挙げている。

「変体漢文」を含む右の如き資料群に見られる文章と、古事記・金石文の文章とを隔てる（と橋本が考えた）要因は何であろうか。それは決して書記方法ではあるまい。何故ならば「和文」の書記方法の一として「漢文式」を交えた在り方というものを認めているからである（『概論』一五八頁）。またここで扱われているのは文語であるから、音声的な観点で隔てられているとも考えられない。そして既述

の通り、「志向する言語」の違いでもない。してみると、どうしても語彙・語法の線で見るのが自然であろう。

橋本は特に説明していないが、「変体漢文」の例として挙げている平安古記録や吾妻鏡などは、日本語文であることは明らかながら、一方で漢語の多用も大きな特徴である。それに対して金石文や古事記の文章というのは、本居宣長が古事記伝において徹底した訓読みを試みたが如く、読み下すに際しては和語を旨とする説が現在も有力である。

右のことを念頭に置いて、橋本の考えは次のようであったと見るのが自然であると稿者は考える。則ち、「変体漢文」を含む「漢文の系統を承けたもの」とは、「漢文の語彙や語法を比較的積極的に採り入れた」一類とも言うことができる。そして、古事記や金石文というのは、「漢文式」に書いてはいるが、和語を文体的基調として、漢語や漢文的語法はなるべく用いざる文章であるという点で、それらとは趣の異なるものと見做され、「和文」に所属させた。橋本が「漢文の系統」と並べて「純粹の日本語の系統」なる言葉を用いたのは、このような文章分類の意識の反映と見るべきであろう。

三 まとめ

「変体漢文」という術語は、広く流布している一方でそ

れを不適切とする主張も少なくない。そうした主張は、「変体漢文」は「くずれた中国語文」を意味するもので、実際には日本語文であるものをそのように呼ぶのは適当でない、と述べているように見える。しかし橋本の意図としては「漢文」とは中国語文ではなく、「漢文の方式に正しく則って書かれた日本語文」であり、「変体漢文」とは「漢文の方式に正しく則らずに書かれた日本語文」であった。言わば「漢文」に対する認識が両者で全く相違していたのである。

但し、橋本の変体漢文を「漢文の方式に正しく則らずに書かれた日本語文」と定義するだけでは、橋本が古事記を「変体漢文」でなく「和文」に所属させた意図が十分に反映させられていない。古事記はその内実としての日本語文が「純粹の日本語の系統を承けたもの」であるために、換言すれば和語と中心とする文章であるために、漢文式に書かれてはいるが「変体漢文」には所属させられなかった。このことを逆に考えると、「変体漢文」とは、「漢文の方式に正しく則らずに書かれた日本語文」であり且つ「語彙・語法の上で漢文の影響を受けたもの」である、とまとめられよう。

橋本が、どちらも日本語文ではありながら、吾妻鏡等を「変体漢文」とし、古事記等を「和文」としたことは、橋本の文体観を窺う上で非常に重要であると考えられる。橋本は「漢文」を日本語表記法の一と認め、且つ文体の分類

に際して表記体よりも語彙・語法の在り方を優先したのである。

〔注〕

1 峰岸明（一九八六イ）四十六頁、沖森卓也（二〇〇〇）七十一頁、毛利正守（二〇一四）など。この語の、橋本の『国語学概論下巻』（岩波講座日本文学講座、一九三三年一月）より遡る使用例は報告されていない。但し、矢野龍溪（文雄）の『日本文学文字新論』（報知社、一八八六年）に「漢文変体」の語が見える（なお件の文体について「変体」と形容したものは、更に遡って榊原芳野『文藝類纂』（文部省、一八七八年）がある（巻四・官府下行文并上請文）。矢野右掲書では、

此文体モ随分長ク我邦ニ行ハレタルモノニテ、此体モ漢文体ノ如ク転倒シテ、文字ヲ上ニ読ミ登リ又下ニ読ミ下リ、往キツ返リツスル有様ハ漢文ニ似タレトモ、其ノ異ナル所ハ、文字ヲ用フル場合ト文字ノ意味ト、総テ俗ニ從ヒ、大ニ漢文ニ異ナルモノヲ用ヒタルコト是ナリ、彼ノ職原抄杯ハ此文体ノ時代ノモノニテ、東鑑ノ如キハ此時代ノ初メノモノナリ、（七十七頁。読点引用者）

として、御成敗式目の第一条を例に引いている。吾妻鏡を「此時代ノ初メノモノナリ」として文体の発生時期をかなり遅く見ているのが注意されるが、現在の所謂変体漢文への認識と共通するところも大きい。

また、この部分は長連恒『日本語学史』（博文館、一九〇八年）に引用されている（下巻一九三頁）。橋本の『国語学概論』巻尾の「参考書」欄には矢野の著作は挙げられていないが長の著作

は挙げられており(但し『日本語学史』ではなく『日本文学史』)、橋本の「変体漢文」も直接には長に由来するものかも知れない。

なお山田孝雄「日本文体の変遷」(未刊。一九二七年頃執筆)の欄外メモに「変体漢文」とあり、一見橋本を遡る例かと見えるが、同書の本文部には「記録体」「史部の文」などの呼称はあっても「変体漢文」の語は一切見えないので、むしろこの欄外メモ部は後年の、橋本の記述を承けてのものとするのが妥当と考えられる(田中・藤本・北崎(二〇一五)参照)。

2 以下、頁数は『橋本進吉博士著作集 第一冊』(岩波書店、一九四六年)に拠る。

3 小林芳規「平安時代の平仮名文の表記様式(二)」(『国語学』四十五、一九六一年)、築島裕『国語の歴史』(東京大学出版会、一九七七年)など。

4 なお『大辞泉』(小学館)や『古語林・古典文学事典』(大修館書店)の庭訓往来の項でもこの表現が用いられており、それを承けてか、林望『日本語の磨きかた』(PHP新書、二〇一四年)の庭訓往来の説明部分(十五頁)や、日本語版ウィキペディアの庭訓往来の項(平成二十七年十一月二十三日閲覧)等複数のウェブサイトでこの語が用いられている。言わば「庭訓往来⇨擬漢文」という公式が『広辞苑』によって権威づけられて普及していったものと覚しく、術語の伝播の在り方として興味深い。

〔参考文献〕

- 乾 善彦(二〇〇五)「擬似漢文の展相」『国語文字史の研究』八
沖森卓也(二〇〇〇)『日本古代の表記と文体』吉川弘文館
神野志隆光(二〇〇七)「漢字と非漢文の空間—八世紀の文字世界—」
東京大学教養学部国文・漢文学部会『古典日本語の世界 漢字
がつくる日本』(東京大学出版会)

小松英雄(一九九八)『日本語書記史原論』笠間書院

田中草大・藤本灯・北崎勇帆(二〇一五)「山田孝雄の未刊稿『日本文体の変遷』について」『日本語学会』二〇一五年度秋季大会予稿集

峰岸 明(一九八六イ)『平安時代古記録の國語學的研究』東京大学出版会

峰岸 明(一九八六ロ)『変体漢文 国語学叢書11』東京堂出版

毛利正守(二〇一四)「変体漢文」の研究史と「倭文体」『日本語の研究』十一—

山口佳紀(二〇〇五)『古事記の表現と解釈』風間書房

《付記》

本稿は平成二十六年大学院生研究発表会(平成二十七年一月二十二日、於法文一号館)での発表を基に改稿したものである。また本稿は平成二十七年日本学術振興会科学研究費補助金(特別研究員奨励費、研究課題「変体漢文を中心とする日本語文体史の研究」)による成果の一部である。

(たなか そうた 日本学術振興会特別研究員・PD)